盛岡劇場・河南公民館外壁タイル面打診調査業務委託 仕様書

1 概 要

建物外壁面の劣化状況を調査し、仕上げ材の落下事故等の防止と、今後修繕が必要な個所の確認や施工方法を検討する際の資料とする。

- 2 履行期間 契約締結の翌日から令和5年10月31日まで
- 3 履行場所 盛岡劇場・河南公民館(盛岡市松尾町3番1号)
- 4 建築物の概要及び調査範囲
 - (1) 建設年度 1990年度
 - (2) 構造 鉄筋コンクリート造
 - (3) 階数 地下 2 階 地上 3 階
 - (4) 建築面積 2,093.22 m²
 - (5) 延面積 7,121.17 m²
 - (6) 調査範囲 原則として建物の外壁タイル全面とする。(約2,080㎡) ※面積は概ねの目安である。正確な範囲及び面積は現地にて確認すること。

5 調査方法

「剥落による災害防止のためのタイル外壁、モルタル塗り外壁診断指針」(国土交通省)による、打診法により以下の事項を検討の上、実施する。

- (1) 現地予備調査
- (2) 測定計画
- (3) 測定
- (4) 測定結果の解析

6 報告書作成

調査終了後、調査結果報告書を作成、提出し、発注者に説明を行うこと。調査結果報告書には、以下の事項を記載すること。

- (1) 建物概要
- (2) 調査会社名、調査責任者・担当者氏名
- (3) 調査対象外壁(除外部分がある場合は除外部分)
- (4) 調査実施日時、天候及び温度条件等
- (5) 調査方法、必要に応じて使用機材等
- (6) 調査結果、危険個所等を図示した調査結果図
- (7) 調査結果に対応する状況写真
- (8) 結果考察、異常部の項目明示、対策助言・提案
- (9) 修繕工事を行う場合の施工方法の提案、概算内訳書、工期

7 留意事項

- (1) 調査箇所が既に供用されている施設である為、施設利用者及び施設関係者並びに付近住民への安全対策、配慮に必要な措置を講ずること。調査に当たっては、事前に市担当者と綿密な打ち合わせを行い、本施設の業務に支障なきよう万全を期すること。
- (2) 調査等にて重大な不良箇所が判明した場合については、速やかに発注者へ報告し指示を受けるものとする。
- (3) 業務の実施に必要な水、電力等の使用は施設管理者と協議すること。
- (4) 業務の実施に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
- (5) 業務の実施に必要な消耗等は、受注者の負担とする。
- (6) 事故が発生した場合は、「盛岡市建設工事等における事故報告要領」に基づき報告すること。(要領書等は盛岡市ホームページを参照)
- (7) 各種関係法令等を遵守すること。
- (8) 受注者は、発注者に対し、成果物の利用を許諾する。また、成果物の内容を自由に公表することを許諾する。

8 主な提出書類

- (1) 業務着手届 1部
- (2) 作業計画書 1部
- (3) 工程表 1部
- (4) 調査責任者、調査担当者届 1部 ※調査者は建築基準法第12条第1項に規定する有資格者とする。
- (5) 調査結果報告書 2部 (CD-ROMによる電子データ含む)
- (6) 業務完了届 1部
- (7) その他必要なもの 1式
- ※ すべて任意様式で可。

9 その他

仕様書等に疑義が生じたとき、又は明示されていない事項については、両者協議の上、決定する。